

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第15回本部員会議 次第

日 時：令和2年5月14日(木)

19時00分～19時30分

場 所：危機管理センター

災害対策本部室

あいさつ

議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について

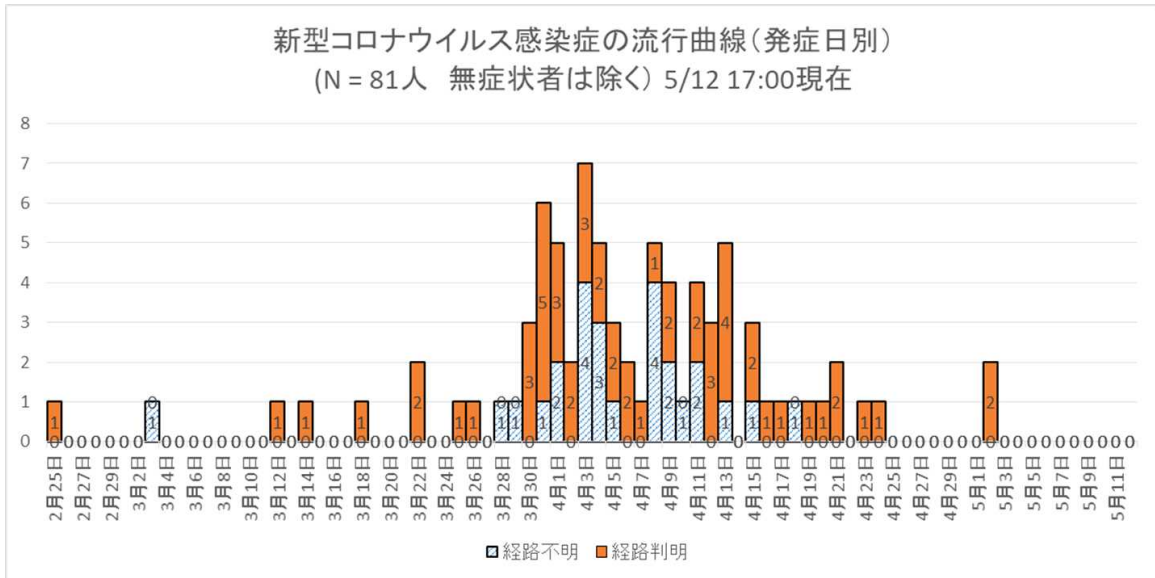
(2) 新型コロナウイルス感染症にかかる今後の対策について

(3) 新型コロナウイルス感染症対策 支援強化月間の取組について

(4) その他

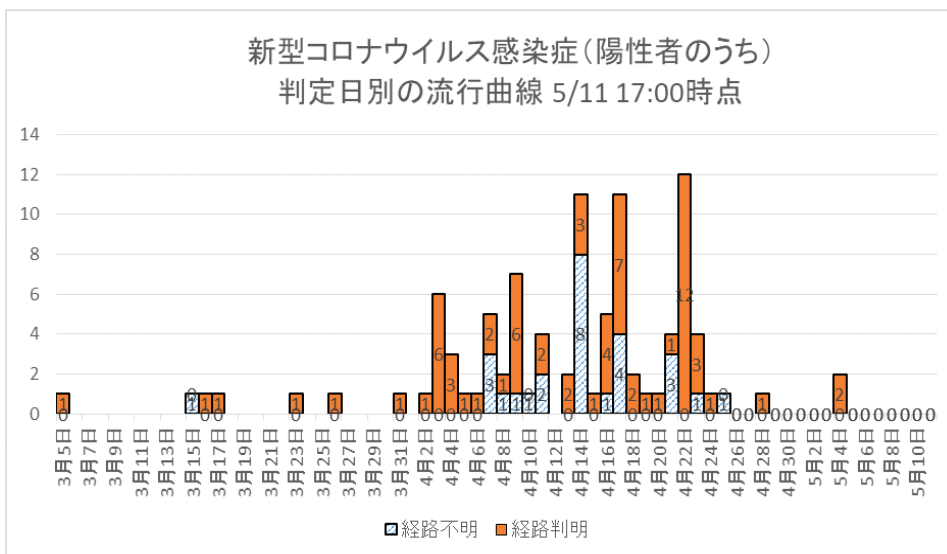
県内の感染動向等について

1-1) 流行曲線(発症日別)



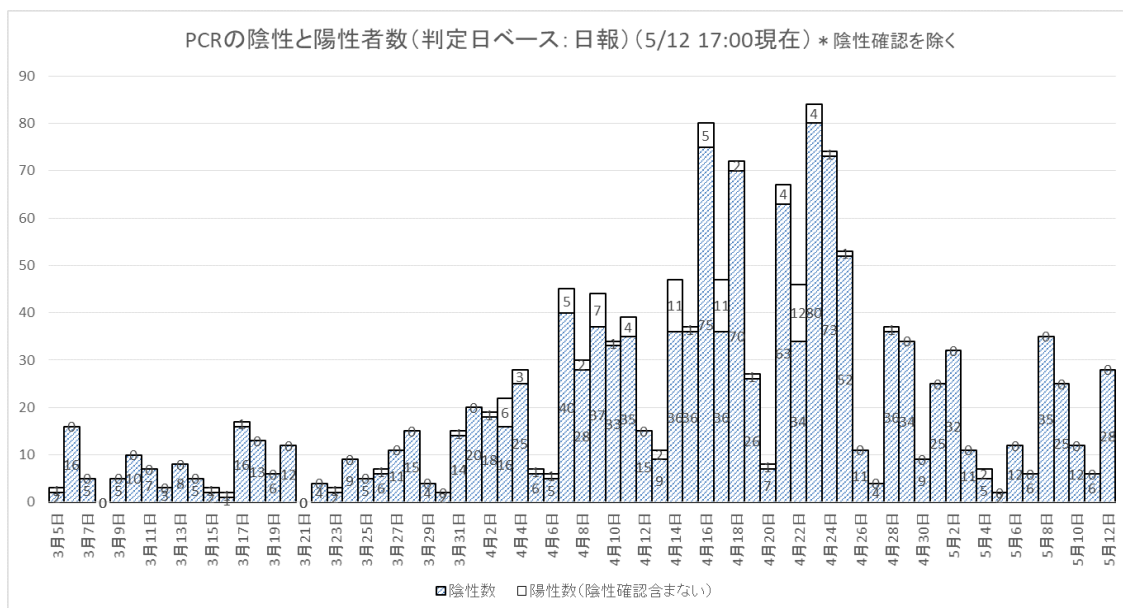
- 3月末日から4月中旬まで継続的に経路不明の患者の届け出が続いていました。
- 発症日を見ると、4月18日発症した患者を最後に、経路不明の感染者は報告されていません。
- 感染経路について、5月6日に見直しを行いました。そのため、前報と変更がある箇所があります。

1-2) 参考：流行曲線(判明日別)



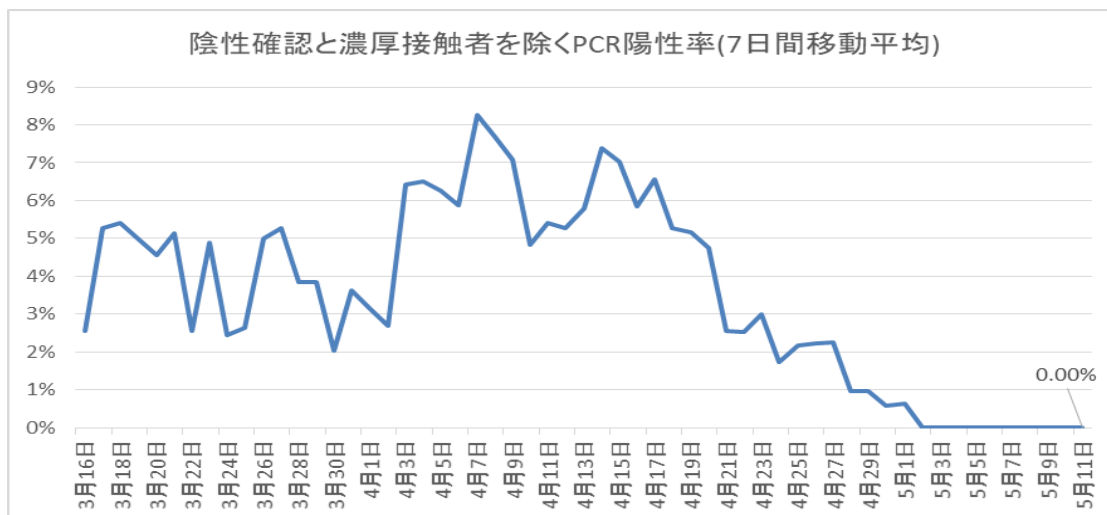
2) PCR 検査の状況 (陰性確認を除く)

1. 陰性者と陽性者数 (日報ベース)



- 4月から継続的に陽性数が増加していましたが、4月23日以降減少しています。

3) 濃厚接触者を除く PCR の陽性率 (7日間移動平均)



- PCR の陽性率 (陰性確認および濃厚接触者を除く) について 7 日間の移動平均のグラフ。これは、曜日の影響を消し、市中感染の発生動向を推察するために作成。
- 陽性率の 7 日間の移動平均 (その日までの 7 日間の平均) を見ると、4 月上旬に大きく上昇していましたが、4 月 14 日から減少傾向にあり、現在は 0% です。

令和2年（2020年）5月14日
総務・企画班 特措法対策チーム

コロナとのつきあい方 滋賀プラン （案）

滋賀県

（令和2年5月〇日）



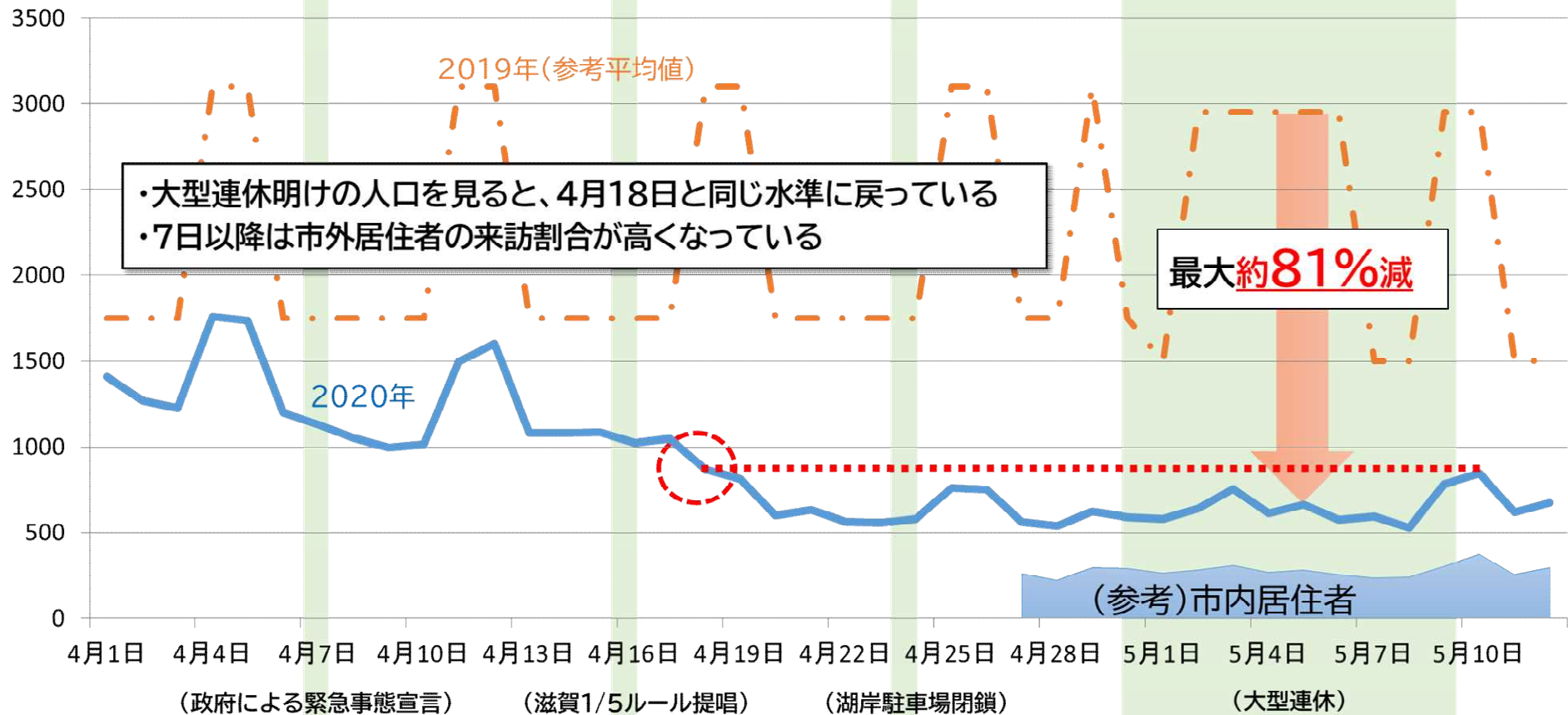
目次

- 1 緊急事態措置の効果
- 2 本県の感染状況・医療提供体制・
監視体制
- 3 滋賀県における新型コロナウイルス
感染拡大防止対策

1 緊急事態措置の効果

①人口集中予測地点における人口の把握

イオンモール草津 (モール棟東側、スポーツ&レジャー棟付近)



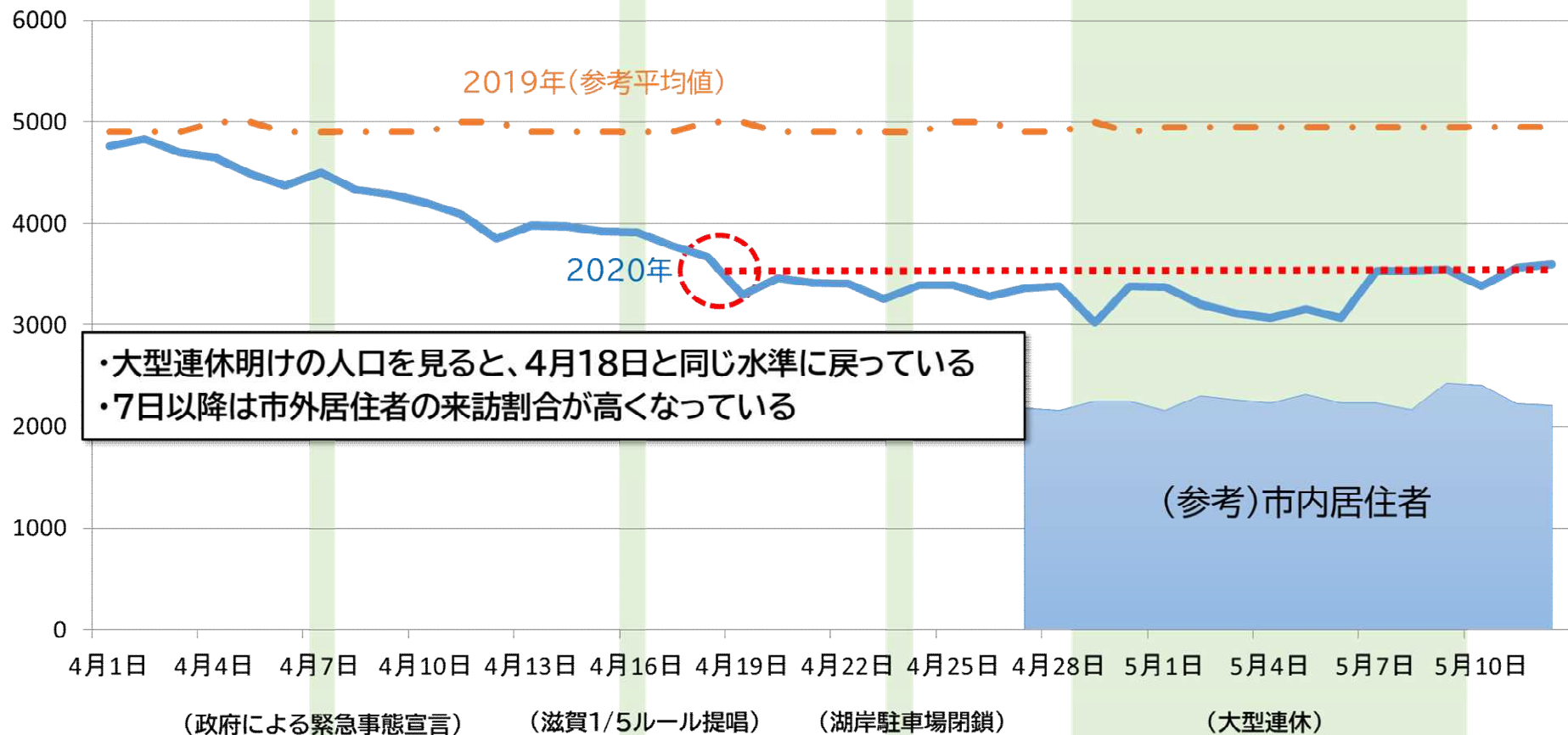
モバイル空間統計®
データ提供元:(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング
※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

データ：情報政策課作成

1 緊急事態措置の効果

①人口集中予測地点における人口の把握

草津駅西口 (エスクエアSARA南館・東館、シャルマンコーポ草津、Lty932付近)



モバイル空間統計®

データ提供元:(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング

※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

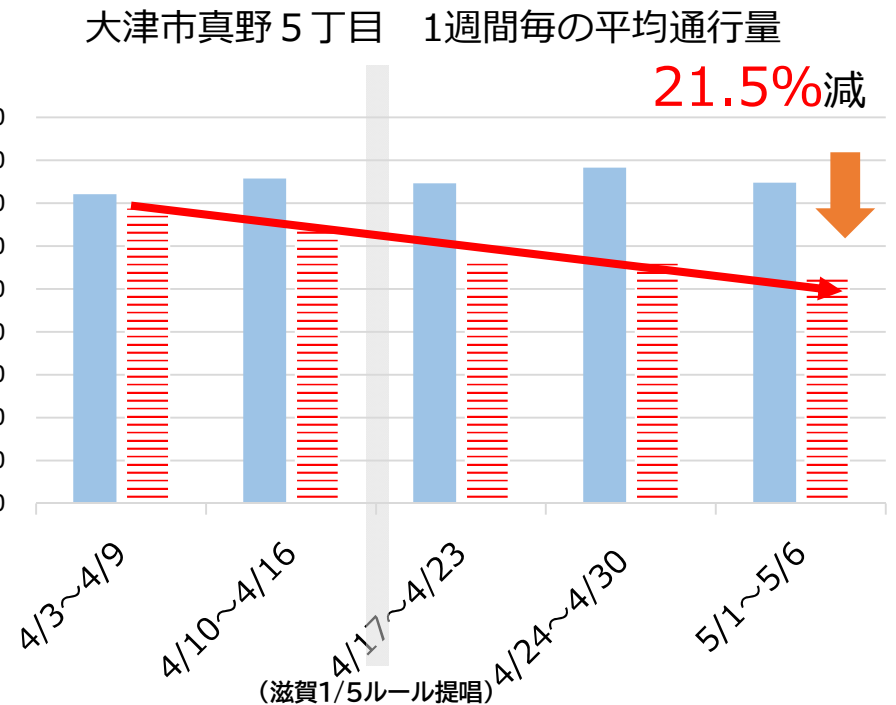
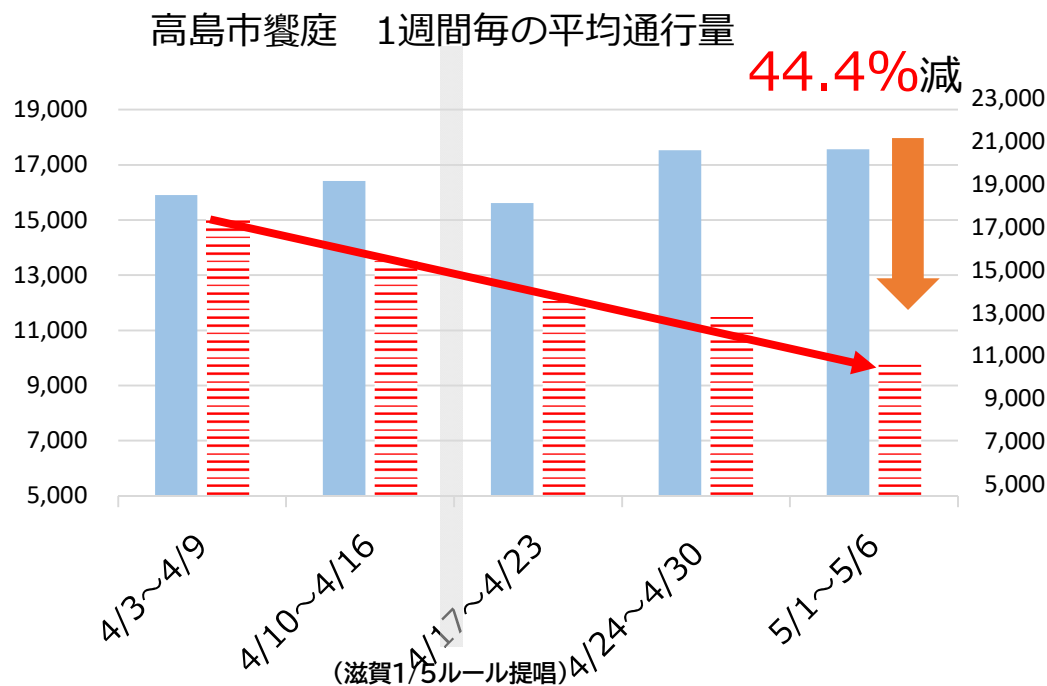
データ：情報政策課作成

1 緊急事態措置の効果

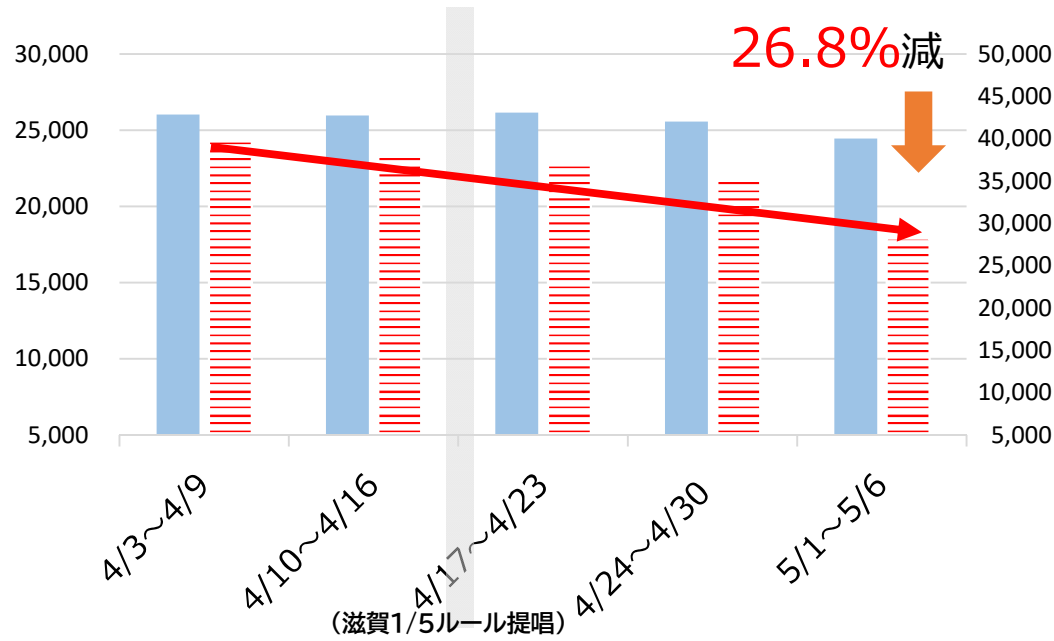
② 県内の通行量の変化

- 県内6か所の1週間毎の平均通行量は、GWに向けて右肩下がりとなっている。
- また、昨年の1週間毎の平均通行量と比較すると、最大21%から44%減少している。

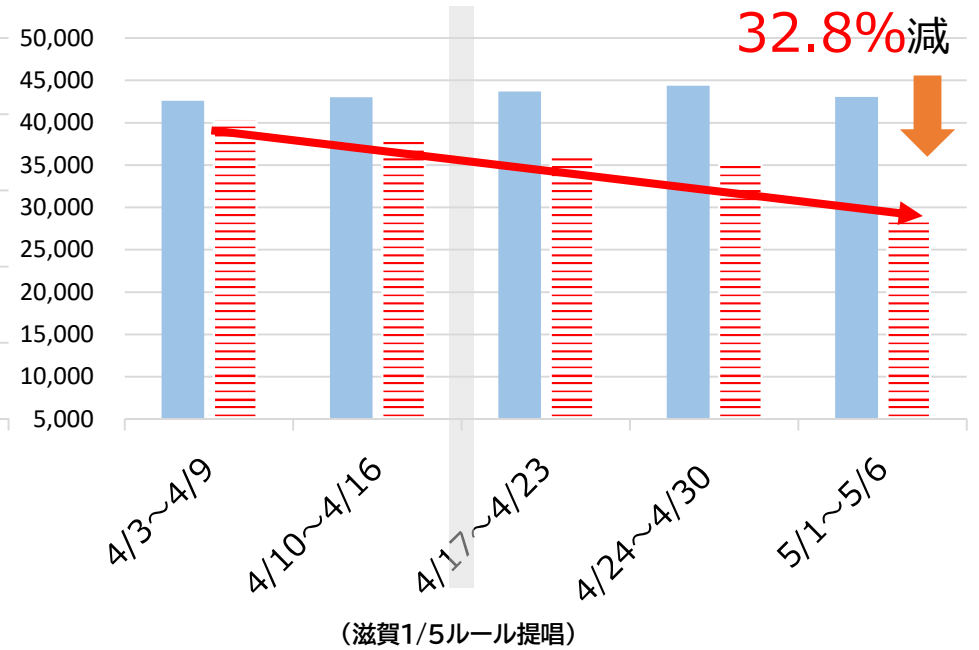
2019年通行量：■
2020年通行量：▨



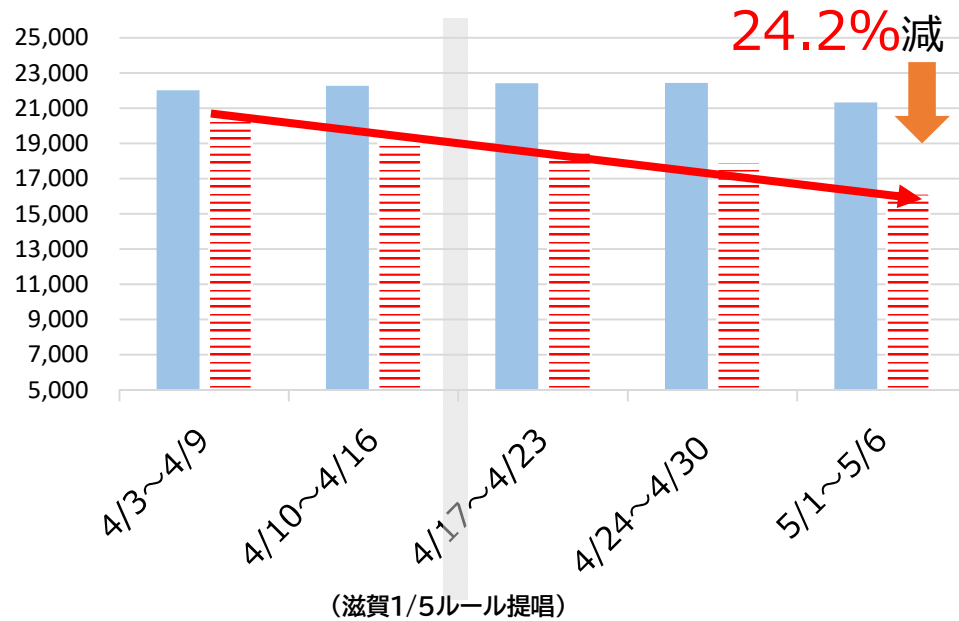
大津市秋葉台 1週間毎の平均通行量



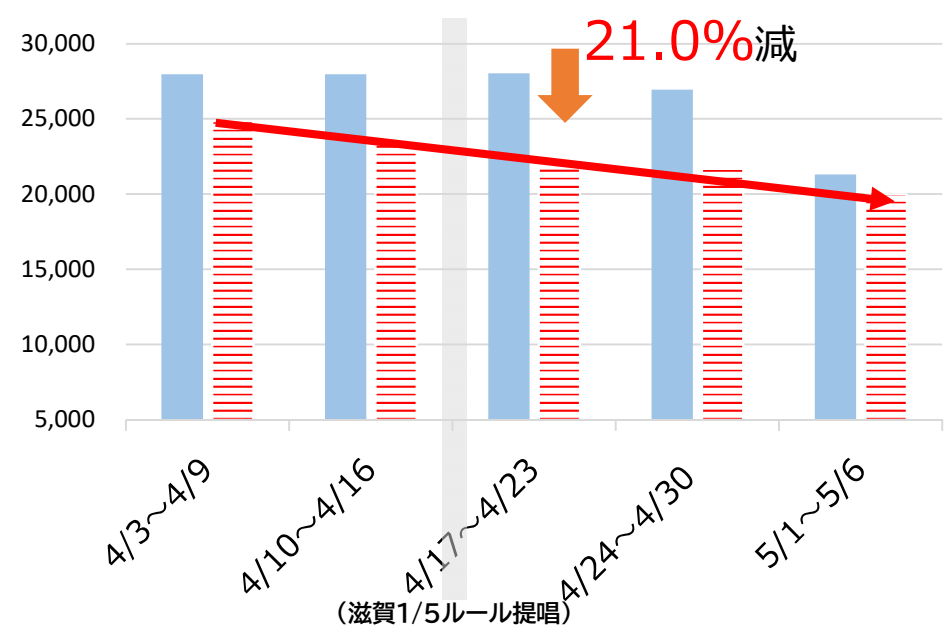
草津市国道小柿 1週間毎の平均通行量



彦根市高宮町 1週間毎の平均通行量



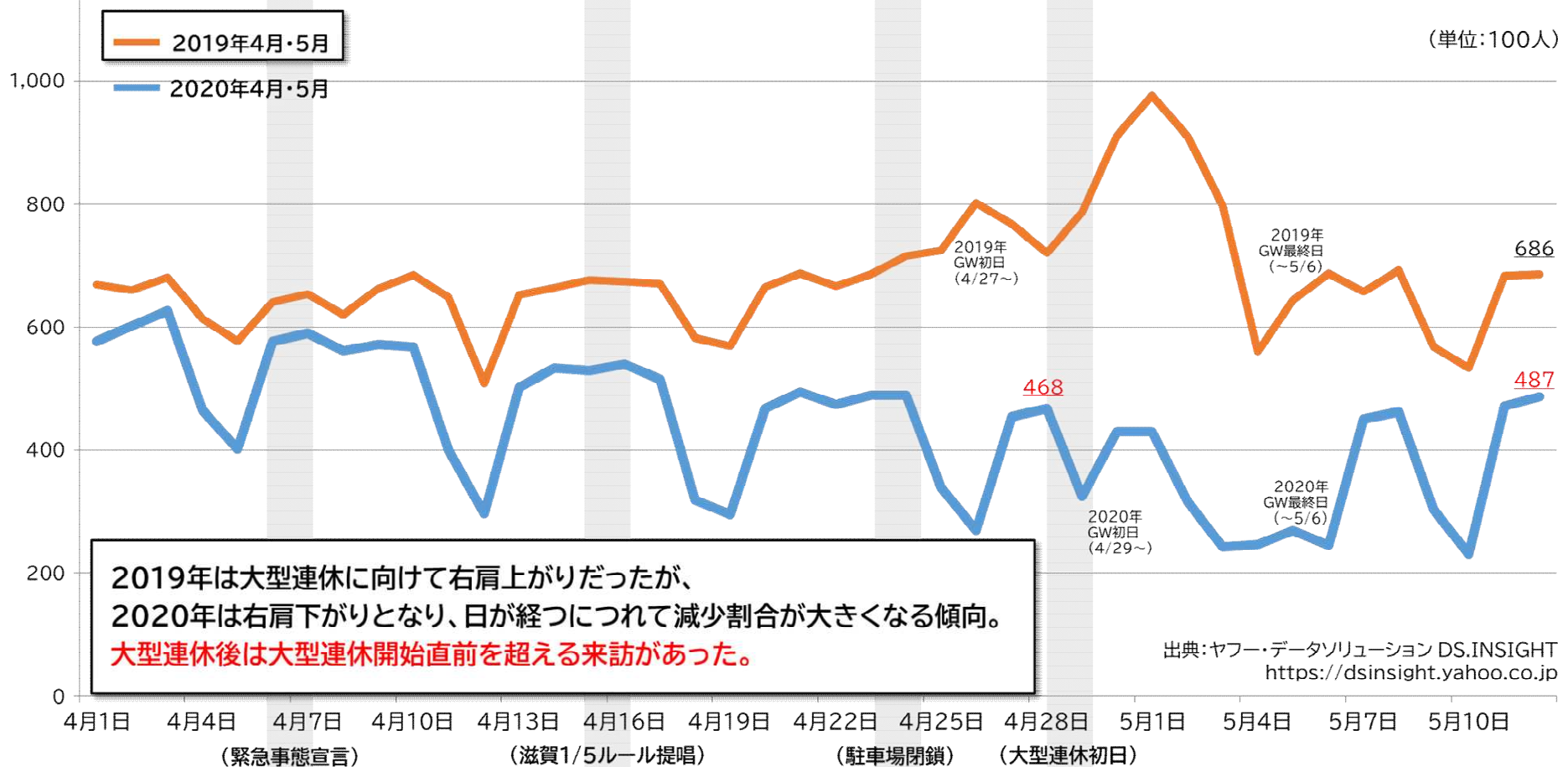
長浜市川崎町 1週間毎の平均通行量



1 緊急事態措置の効果

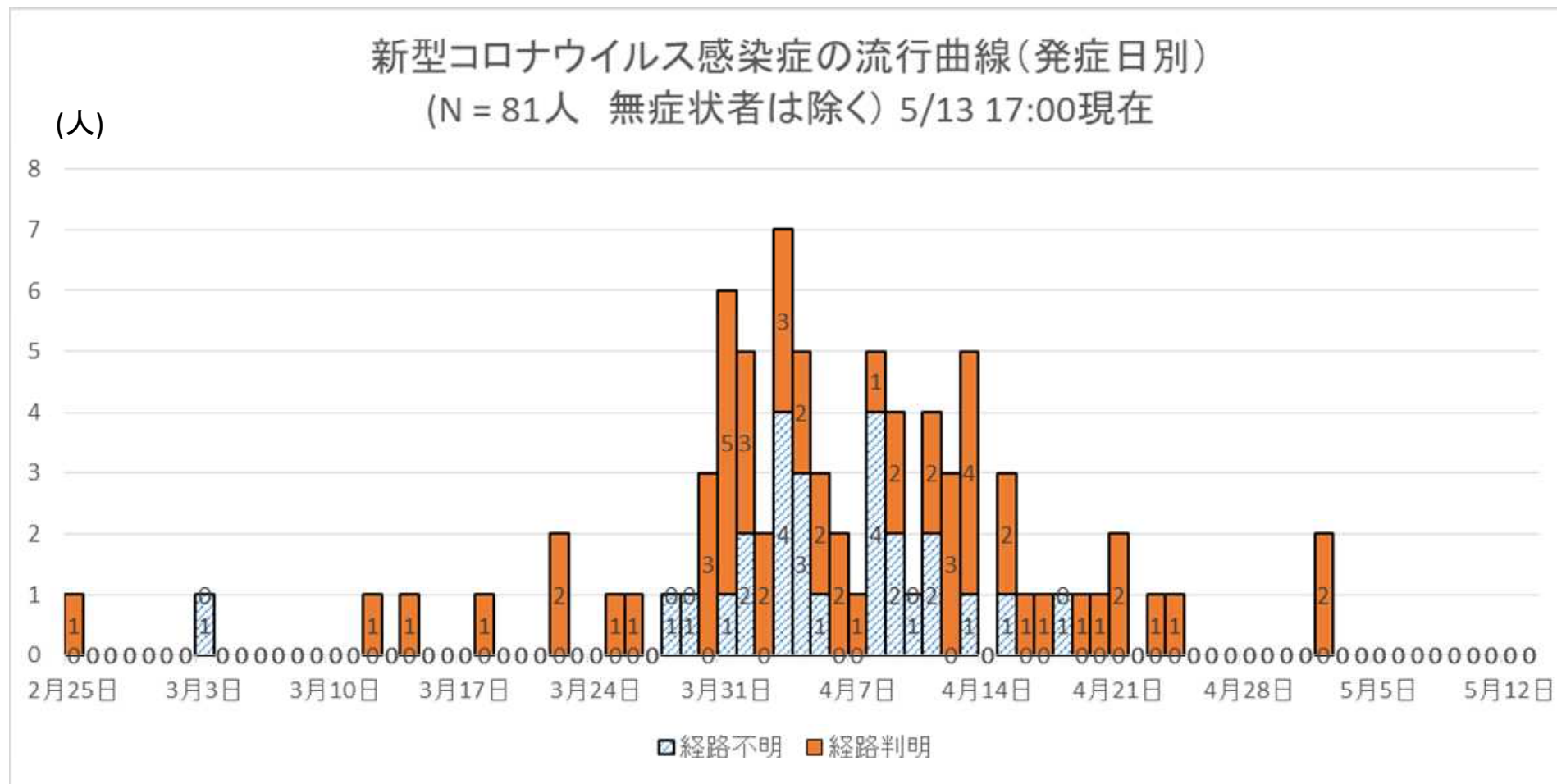
③ 県外からの訪問者数

4月以降の県外からの訪問者数の推移(昨年同曜日比較)



2-1 本県の感染状況

①新型コロナウイルス感染者数の推移（発症日別）



2-1 本県の感染状況

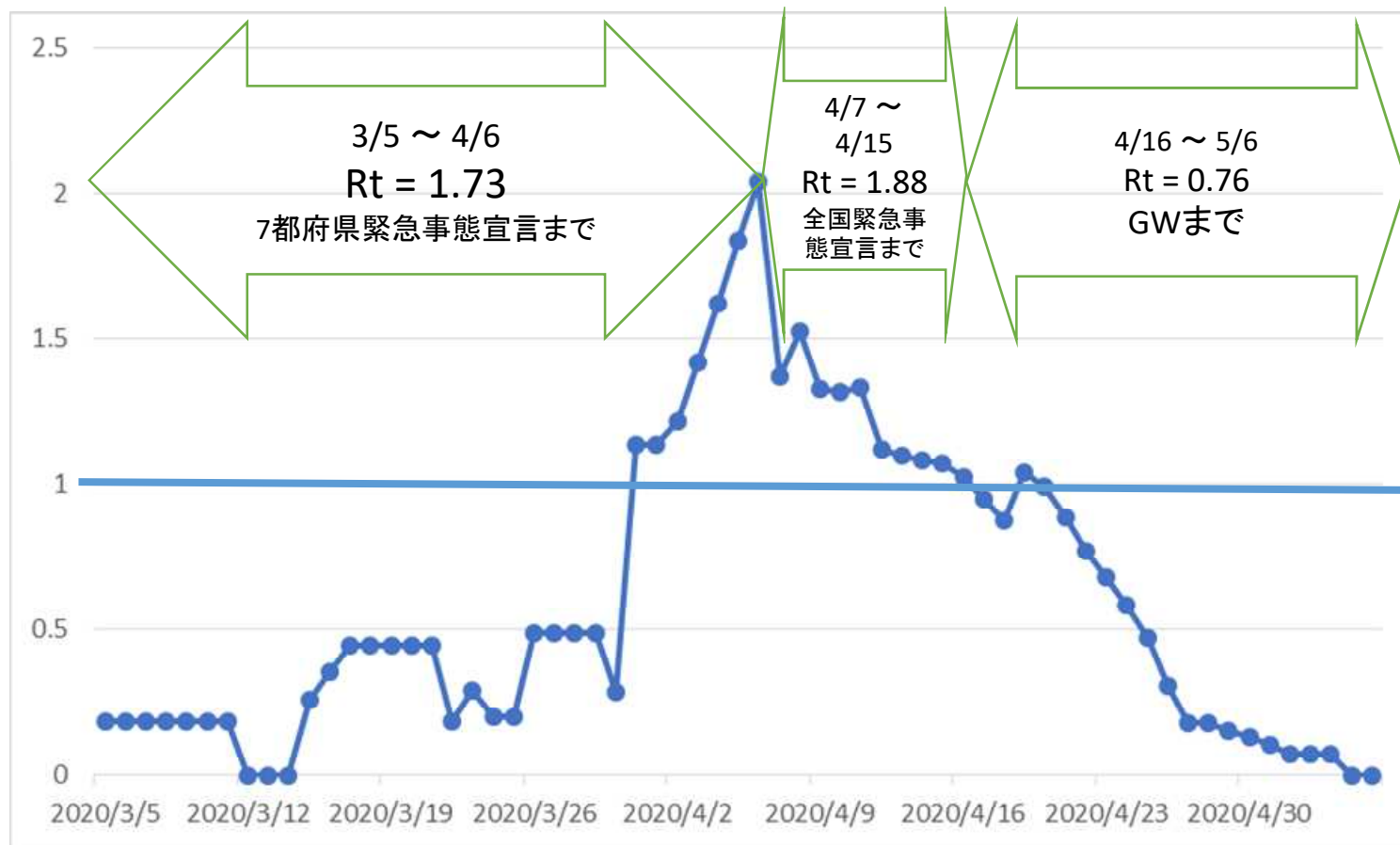
②感染経路が不明な新規陽性者数

月日	陽性者数
4月30日 (木)	0人
5月1日 (金)	0人
5月2日 (土)	0人
5月3日 (日)	0人
5月4日 (月)	0人
5月5日 (火)	0人
5月6日 (水)	0人
5月7日 (木)	0人
5月8日 (金)	0人
5月9日 (土)	0人
5月10日 (日)	0人
5月11日 (月)	0人
5月12日 (火)	0人
5月13日 (水)	0人

データ：健康医療福祉部対策チーム作成

2-1 本県の感染状況

③県内の実効再生産数（ R_t ）の7日間移動平均の推移



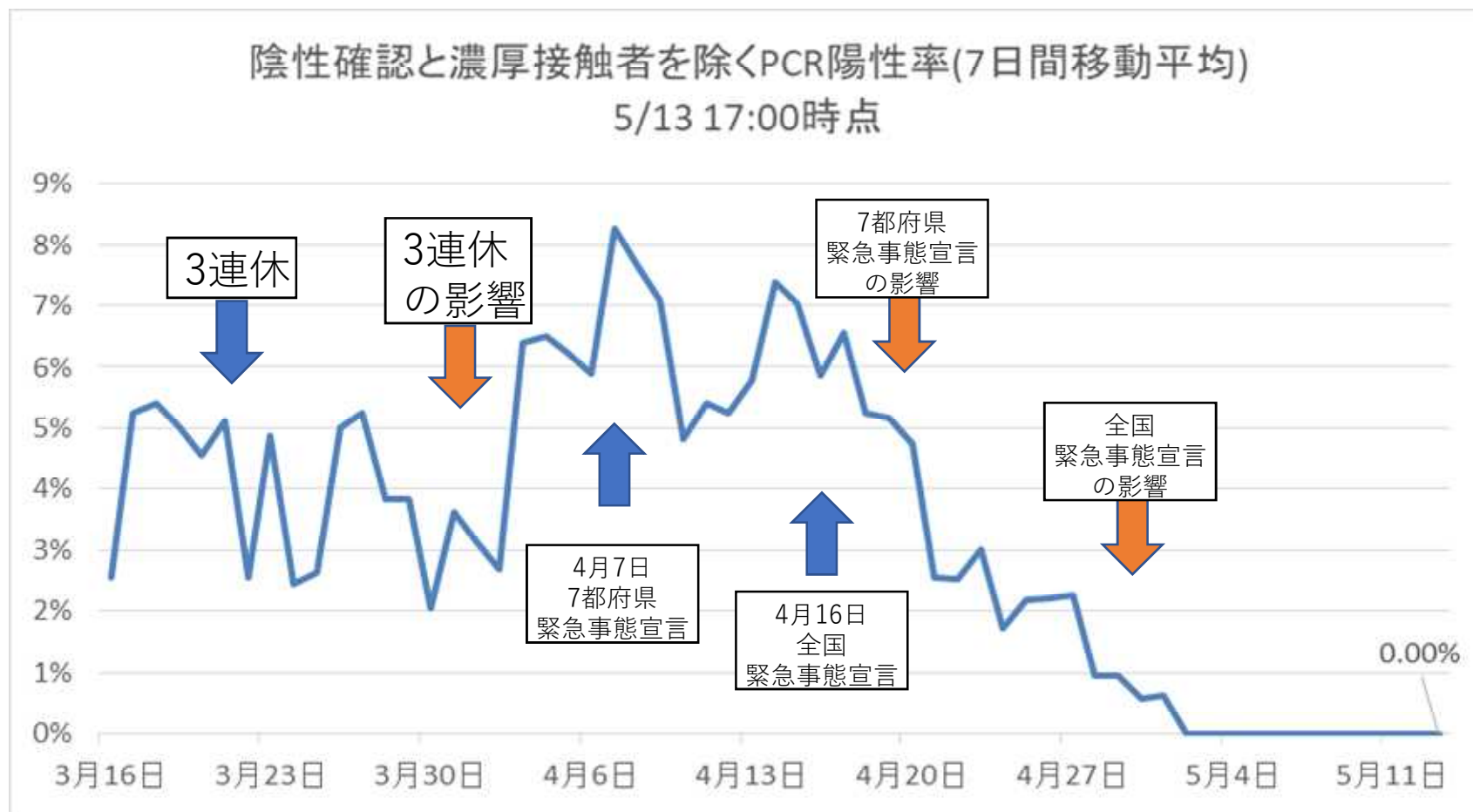
- 実効再生産数(R_t)とは、1人が何人に感染させるかを示す値。 R_t が1より大きいと感染が拡大傾向にあり、1未満であると感染が縮小傾向にあることを示す値
- 世代時間（発症から発症までの時間）の分布^{*1}を用いて算出^{*2}

*1 Nishiura H et al., 2020. Int J Infect Dis

*2 Wallinga J and Teunis P. 2004. Am J Epidemiol.

2-1 本県の感染状況

④濃厚接触者を除くPCR陽性率

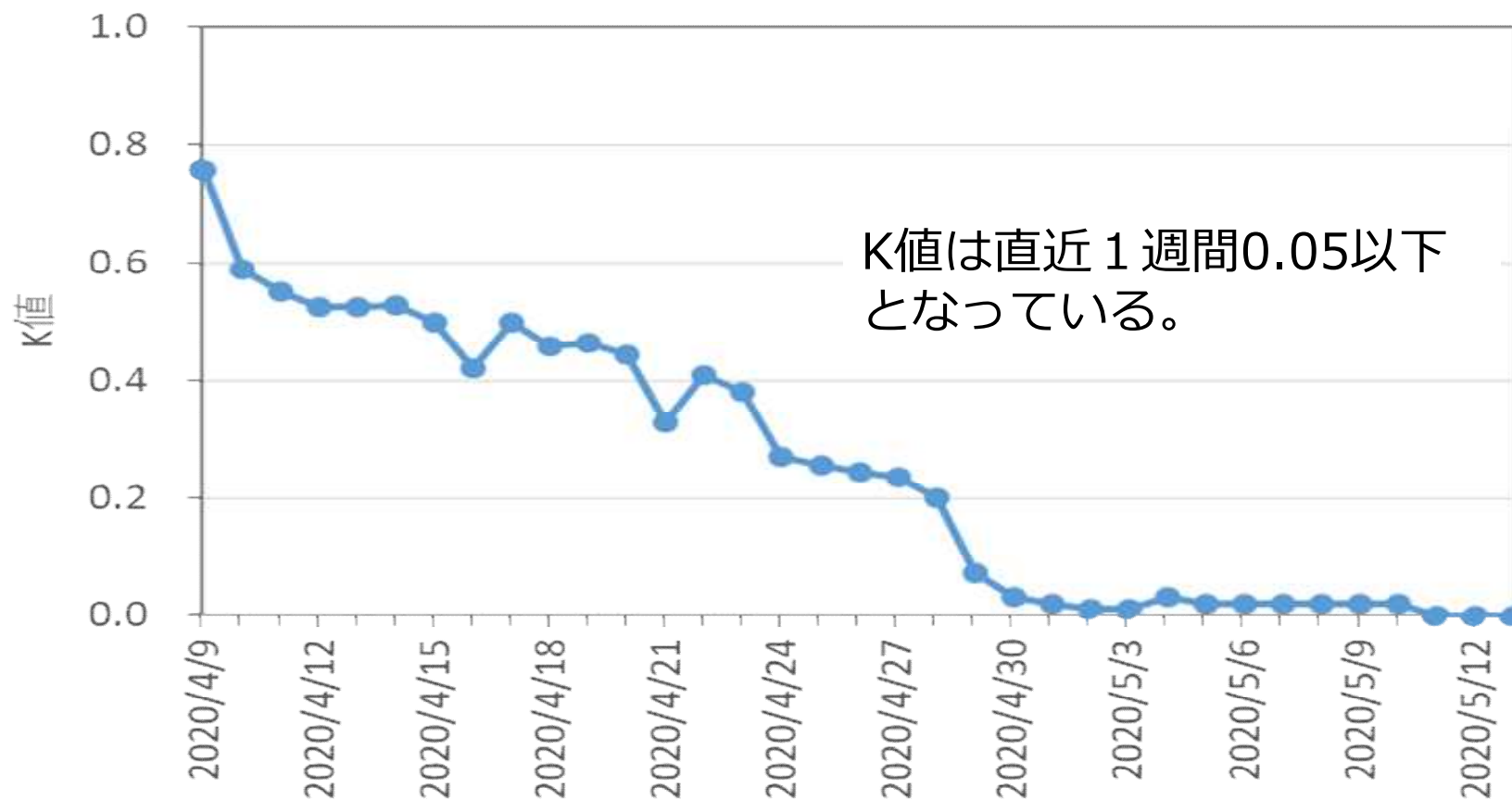


市中感染を反映すると考えられる、家族や同僚など（濃厚接触者）の検査結果を除く陽性率を算出すると、4月初旬に急上昇したのち、4月7日および4月14日をピークに、その後減少

2-1 本県の感染状況

⑤ K 値 = $1 - (1\text{週間前まで累積総陽性者数} / \text{当日までの累積陽性者数})$

※ 1 に近づくほど感染が拡大し、0 に近づくほど感染が収束していることを意味する。



2-2 本県の医療提供体制

① 入院患者受入病床の稼働率

5月13日現在

	全病床数	入院者数	稼働率
新型コロナウイルス感染症患者の受入可能病床数	147	23	15.6%

② 人工呼吸器等の稼働率

5月13日現在

	全台数	使用台数	稼働率
新型コロナウイルス感染症に使用できる人工呼吸器等の台数	50	1	2%

2-3 本県の監視体制

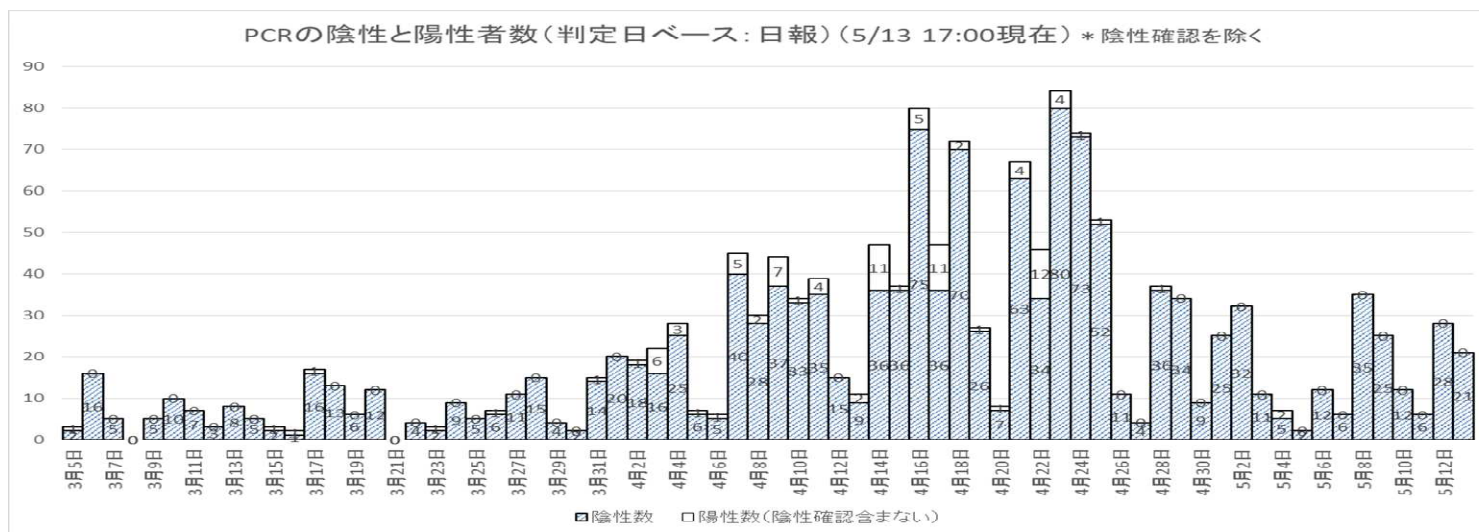
①PCR検査体制

(1) 行政検査（衛生科学センターに加え、滋賀医大に委託予定）

○1日当たりの検査可能数：95検体/日（衛生科学センター：75件/日、滋賀医大：20検体/日）

○これまでの検査総人数：1,511人（2/5～5/13）

陽性者数：97例（陰性確認検査を除く。）



4月上旬から継続的に陽性数増加傾向、4月23日以降減少傾向が認められる。

(2) PCR検査センターの設置

○県内を4ブロックに分け設置検討

湖南・甲賀ブロック：草津総合病院「地域外来・検査センター」（令和2年5月14日設置）

(3) 抗原検査・抗体検査の導入検討

3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

■ 「コロナとのつき合い方 滋賀プラン」 概要

客観的指標により 3 段階のステージを設定

- 社会経済活動の再開
- 感染者が再度増えてきた際の対策強化

を判断するとともに、当面の対策を示す。



3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

※「実効再生産数」とは、「1人の感染者が何人に感染させるかを示す値」を意味する。

特別警戒 ステージ	<p>医療崩壊・感染爆発のリスクが高く、市中感染も拡大傾向にあり、活動の大幅な制限が必要となるステージ。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 生活する上で必要不可欠な業種や活動のみ実施を認め、その他については自粛を要請。✓ 実効再生産数を80%削減する行動変容(5分の1ルール)が必要。
警戒 ステージ	<p>県内もしくは近隣府県で感染拡大のおそれがあり、状況が悪化すれば感染爆発や医療崩壊につながる可能性のあるステージ。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ リスクの大きい場所や活動については制限を行い、リスクの小さい場所や活動については十分注意するか一部制限した上で実施。✓ 実効再生産数を50%削減する行動変容が必要。
注意 ステージ	<p>県内外における感染が一定抑制され、収束しつつあることが明確であり、三つの密等に注意しながら活動を再開するステージ。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 元通りの生活に戻るのではなく、三つの密の回避、人との間隔の確保、マスクの着用、手洗いの徹底などの対策を継続しながら活動を実施。✓ 実効再生産数を30%削減する行動変容が必要。

以下の2点に特に注意が必要

- ①注意ステージは元通りの生活に戻るのではなく、感染拡大に注意しながら生活する
- ②今後少なくとも1年以上は、発生状況により**ステージが移り変わっていくこと**の認識を持つ

3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

判断指標※1のうちどれか一つでも満たすものがあれば、より悪いステージにあると判断する。ただし、参考指標の状況も鑑みて、ステージの判断は柔軟に行うものとする。

		特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ	
		感染爆発・医療崩壊のリスクが高い →活動の大幅な制限	感染拡大のおそれがある →リスクに応じた対策を実施	感染が一定抑制されている →3密に注意して活動	
判断指標	大阪府および京都府の緊急事態宣言の状況	-	大阪府または京都府に発令	大阪府、京都府に発令されていない	
	県内状況	感染経路が不明な新規陽性者数	7日間に複数確認	7日間で1名まで	14日間連続ゼロ
		入院患者受入病床の稼働率	60%以上	30%以上	30%未満
		人工呼吸器等の稼働率	60%以上	30%以上	30%未満
参考指標	大阪府および京都府を除く緊急事態宣言の状況	近畿および近隣県のいずれかに発令		近畿および近隣県のいずれにも発令されていない	
	県内状況	県内の実効再生産数*2 (21~14日前までの平均)	1.5以上	0.7以上	0.7未満
		濃厚接触者を除くPCR検査陽性率*3	7日間平均3%以上	7日間平均3%未満	14日間0%
		K値*4	0.5以上	0.05以上	0.05未満
	クラスタの発生(7日間)	認められる		認められない	

*1 今後、患者発生状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討。

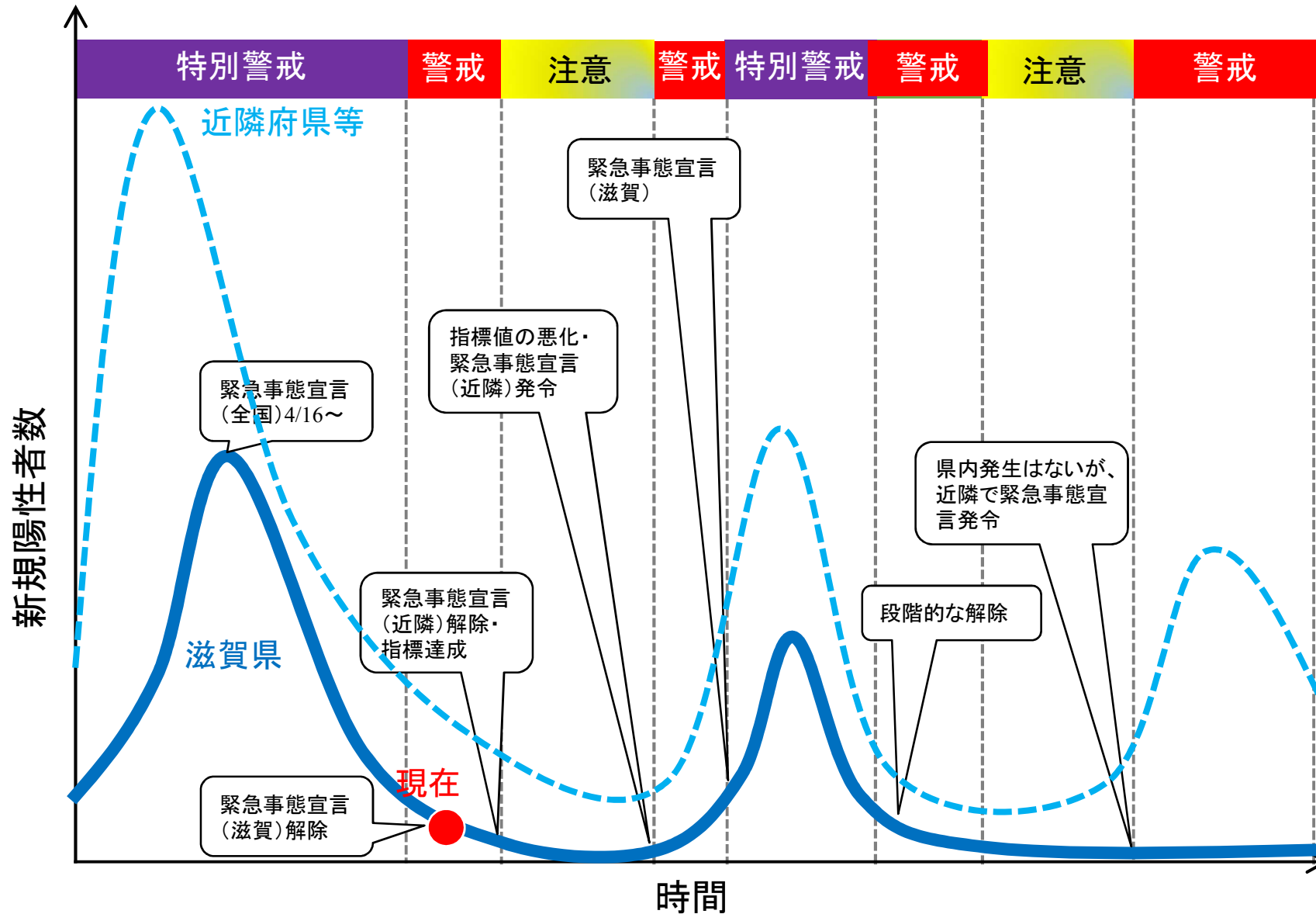
*2 1人が何人に感染させるかを示す値。

*3 濃厚接触者および陰性確認の者を除くPCR検査陽性率

*4 1に近づくほど感染が拡大し、0に近づくほど感染が収束していることを意味する。(Nakano T., et al. 2020. doi:https://doi.org/10.1101/2020.04.25.20080200)

3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

感染者推移のイメージ



3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

実効再生産数は、「社会的な行動制限」により物理的な人と人との接触を減らすなどに加え、「個人の行動制限」によりマスクの着用や人との間隔を空ける（2 m以上の確保）、部屋での換気を行う等の対策を組み合わせることで、単純な行動制限以上に削減させる効果があると考えられる。

社会的な行動制限

- ① 外出自粛の要請
- ② イベント自粛の要請
- ③ クラスタ発生および3つの密の可能性のある施設の使用制限



個人の行動制限「滋賀らしい生活三方よし」



「家」でよし

- ✓ 毎朝、体温測定、健康チェック
- ✓ 発熱がある場合は自宅で休む
- ✓ 家に帰ったらまず丁寧に手洗い
- ✓ こまめに換気



「外」でよし

- ✓ 症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの徹底
- ✓ 遊びにいくなら、屋内より屋外で
- ✓ 人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空ける
- ✓ 混んでいる時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす
- ✓ 移動は、徒歩や自転車の活用



「社会(滋賀)」
よし

- ✓ 感染が流行している地域への移動は避ける
- ✓ 帰省や旅行、出張はやむを得ない場合だけに
- ✓ 発症した時のため、自分の行動を残す
- ✓ テレワークやローテーション勤務の活用

3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

ステージ		特別警戒ステージ	警戒ステージ※1		注意ステージ
医療体制		病院が医療崩壊防止のためのBCP発動	病院が特別警戒ステージに備えた準備		病院が適切な感染防止対策
企業への呼びかけ		在宅勤務を推奨	在宅勤務を推奨		在宅勤務を推奨
		時差出勤を推奨	時差出勤を推奨		時差出勤を推奨
外出	渡航	発生地域から（へ）の不要不急の渡航自粛を呼びかけ、渡航後14日間の外出自粛を求める			
	県をまたぐ移動	自粛要請 (Stay Home)	自粛要請 (Stay Home Town)		万全の対策を前提に制限なし
	個人の外出	「滋賀1/5ルール」の徹底	「滋賀らしい生活三方よし」の実践		
イベント		自粛要請※2	自粛要請※2 比較的小規模イベントは除く	万全の対策を前提に制限なし※2	万全の対策を前提に制限なし
施設の使用		使用制限要請	使用制限要請	万全の対策を前提に制限なし	万全の対策を前提に制限なし

※1 警戒ステージでの対策は、本県が緊急事態宣言の対象区域内、区域外など状況に応じて柔軟に対応する。

※2 全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止や延期も含め、慎重な対応を求める。

※3 LINEを活用し、イベント参加者、施設利用者に感染者が発生した場合、迅速に情報を伝達し感染拡大を防止するシステムの導入を検討

3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更））（以下「対処方針」という。）」および本県における感染状況等を踏まえ、「警戒ステージ」として以下の感染拡大防止対策を実施する。

I.区域 滋賀県全域

II.期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日

※期間の終期について、緊急事態宣言や近隣府県の状況を踏まえ、見直す可能性がある。

III.実施内容

1. 外出自粛の要請
2. イベントの開催自粛の要請
3. 県立施設の休館等



3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

対策の内容		5月14日まで	5月15日以降
①外出自粛要請		<ul style="list-style-type: none"> ・県をまたぐ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等のこれまでにクラスターが発生しているような場などへの外出自粛を要請 ・「滋賀らしい生活三方よし」の実践「Stay Home」から「Stay Home Town」へ 	
	②イベントの開催自粛要請	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント主催者に対し、開催の自粛を要請 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 比較的小規模イベント（50人以下を想定）は除く。 ➢ 全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止や延期するよう、引き続き慎重な対応を求める。 <p>※ 小規模イベントであっても適切な感染防止対策が前提</p>	
③施設の使用制限の要請等		<ul style="list-style-type: none"> ①遊興施設等 ②劇場等 ③集会・展示施設 ④運動・遊技施設 ⑤大学・学習塾等（1,000㎡超） ⑥ホテルまたは旅館（集会のように供する部分）（1,000㎡超） ⑦商業施設（1,000㎡超） 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用制限の要請を行わない。 ・事業者に対し、入場制限等の実施も含め、徹底した感染防止対策の実施を要請
④県立施設等	県立学校	5月31日まで臨時休業。ただし、感染症対策を徹底した上で、登校日を設けることにより、段階的に学習活動を実施	
	県立施設	感染リスクに対する対応が一定とれると判断した施設から、順次、開館や利用を再開。開館等の状況はHP等で公開。	
	公園	駐車場の閉鎖等	県外からの利用者が多く見込まれる琵琶湖湖岸の駐車場の閉鎖等

3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

県民の皆様への呼びかけ 「滋賀らしい生活三方よし」

- ✓ 毎朝、体温測定、健康チェック
- ✓ 発熱がある場合は自宅で休む
- ✓ 家に帰ったらまず丁寧に手洗い
- ✓ こまめに換気
- ✓ 免疫力を向上させる健康づくり

「家」でよし



- ✓ 感染が流行している地域への移動は避ける
- ✓ 帰省や旅行、出張はやむを得ない場合だけに
- ✓ 発症した時のため、自分の行動を残す
- ✓ テレワークやローテーション勤務の活用
- ✓ 毎日、滋賀県の感染情報を共有
- ✓ 今こそ、一人も取り残さない

あなたと、
大切な人を
守るために

「社会(滋賀)」
よし



「外」でよし



- ✓ 症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの徹底
- ✓ 遊びにいくなら、屋内より屋外で
- ✓ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- ✓ 混んでいる時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす
- ✓ 移動は、徒歩や自転車の活用



STAY HOME TOWN
滋賀にしよう。

3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

事業者^①に要請する対策

◆ 3つの「密」の防止

- 密閉空間にしないよう、こまめな**換気**
- **密集**した空間とならない環境の整備
- **密接**場所を作らないため、**入場制限**や**滞在時間の制限**

◆ 衛生対策

- **マスクの着用**
- 手指の消毒、**手洗い**の励行
- 共有物品等の**定期的な消毒**
- **会話時の距離の確保**、パーティション設置

◆ 県外客の利用自粛

- 県外客の**利用自粛を促す**対策（店頭・HPによる周知等）

3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

物品販売業（スーパー等）における感染を予防するポイント（例）

◆ 3つの「密」の防止

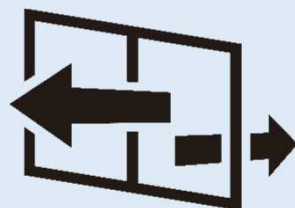
密接を防ぐ

入場人数の制限・滞在時間の制限



密閉を防ぐ

頻繁な換気



密集を防ぐ

レジ等で間隔を空ける



◆ 衛生対策

- マスクの着用
- 対面する場合でのビニールカーテン等の設置
- 入場時の手指衛生
- 共有物品等の定期的な消毒
- 従業員の衛生対策



◆ 県外客の利用自粛

県外客の利用自粛を促す対策を
(店頭・HPによる周知等)



3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

飲食店等サービス業における感染を予防するポイント（例）

◆ 3つの「密」の防止

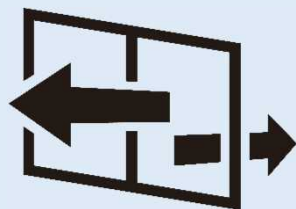
密接を防ぐ

入場人数の制限・滞在時間の制限



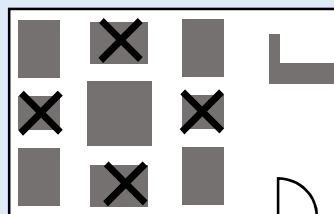
密閉を防ぐ

適切な換気



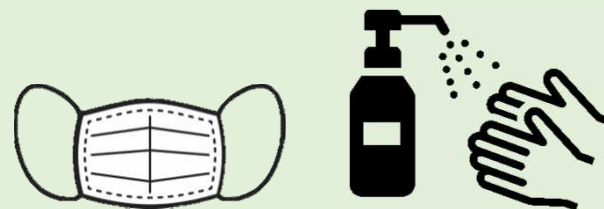
密集を防ぐ

座席間隔をあける



◆ 衛生対策

- マスクの着用
- 対面機会を避ける
- 入場時の手指衛生
- 共有物品等の定期的な消毒
- 従業員の衛生対策



◆ 県外客の利用自粛

県外客の利用自粛を促す対策を
(店頭・HPによる周知等)



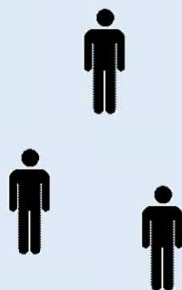
3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

学校・学習塾等における感染を予防するポイント（例）

◆ 3つの「密」の防止

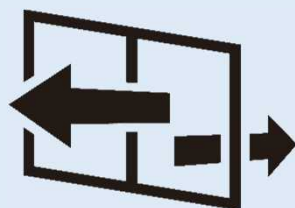
密接を防ぐ

少人数で滞在時間の制限



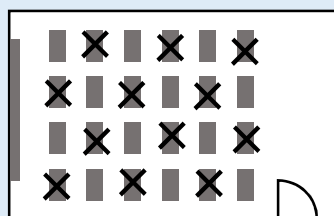
密閉を防ぐ

適切な換気



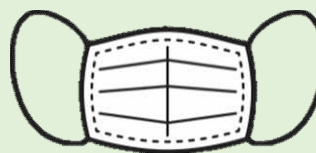
密集を防ぐ

座席間隔をあける



◆ 衛生対策

- マスクの着用
- こまめな手洗い
- 対面機会を避ける
- 共有物品等の定期的な消毒
- 従業員の衛生対策



3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

ホームページに事業者に向けた感染予防対策例や、店頭に掲示するチラシ例などを掲載予定。

事業者の皆様へ

各施設における 新型コロナウイルス 感染予防対策（例）

滋賀県

あなたと、
大切な人
を守るために

お店の感染防止対策の実施内容を踏まえ、内容を
変更してください。

新型コロナウイルス 感染予防対策

- 「三密」対策**
 - ✓ 入場人数の制限・滞在時間の制限
 - ✓ 頻密な換気
 - ✓ 会計時のお客様同士の間隔の確保
 - ✓ 間隔を空けた座席配置
- 衛生対策**
 - ✓ マスクの着用
 - ✓ 手洗い
 - ✓ 備品などの定期的な消毒・清掃
 - ✓ 従業員の健康管理
 - ✓ キャッシュレス決済
- 県外客の利用
自粛のお願い**
 - ✓ 県外からお越しの方はご利用をご遠慮ください。


いつも当店をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当店におきましては、お客様が安心・安全にご利用いただけるよう感染
防止対策を徹底したうえで、営業しております。

店名やロゴなどを配置

(感染予防対策チラシ例)

新型コロナウイルス感染 拡大防止のため


県外からのお客様の ご利用はご遠慮ください



いつもご利用ありがとうございます。

滋賀県では、新型コロナウイルス感染拡大防止
に向け、県外からのお客様のご利用をご遠慮
いただいております。

どうか今だけは、滋賀県への訪問をお控えい
ただき、収束した際には、ご来店を心よりお待ち
しております。



特定警戒
都道府県

(県外客の利用自粛チラシ例)



3 滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

【参考】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー 等)	博物館 美術館 図書館	理美容 (ほか対人 サービス業)	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間 の制限	少人数で 滞在時間 の制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印をつ ける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	入場時 手指衛生	
	共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス								
	—		(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						
従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散									

(案)

事業者の皆様へ

**事業者における
新型コロナウイルス
感染予防対策（例）**

滋賀県

事業者における新型コロナウイルス感染予防対策（例）

新型コロナウイルス感染予防対策にご協力いただきありがとうございます。

事業者の皆様におきましては、以下に示す感染予防対策や、今後業界団体が主体となり業種ごとに作成するガイドライン等を参考に、各事業の形態に合わせ、感染予防対策を自主的・積極的に進めていただきますようお願いいたします。

【適切な感染予防対策】

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、体調不良の従業員の出勤を停止
	来場者の検温・体調確認を行い、体調不良の来場者の入場を制限
三つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）の確保（利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等）
	来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保
	換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
	長時間の密集を避ける（利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等）
	執務室の配置変更（座席間隔や同時利用の制限）
飛沫感染、接触感染の防止	従業員（出入り業者を含む）のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	複数の人の手が触れる場所など、店舗・事務所内の定期的な消毒
	共有する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする
	人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮へいする（仕切り等の設置）
	ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する
	（トイレ） <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する ・ハンドドライヤーは止め、共通タオルは禁止する

飛沫感染、接触感染の防止	(休憩スペース) <ul style="list-style-type: none"> ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする ・休憩スペースは、常時換気することに努める ・共有する物品（テーブル・いす等）は、定期的に消毒する ・従業員が使用する際は、入退室前後に手洗いをする
	(ごみの廃棄) <ul style="list-style-type: none"> ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る ・ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う
	(清掃・消毒) <ul style="list-style-type: none"> ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃の後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒をする。（手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。）
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）
県外客の利用の自粛	貼り紙やホームページ等を活用し、県外からの訪問客に利用の自粛を依頼

【各事業者における感染予防対策の一例】

1. 遊興施設・遊技施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ・適切な換気が行わるとともに、客の入れ替えタイミングで消毒を行うこと。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること。

※密閉した空間での大声での発生等を伴うカラオケやライブハウス、あるいは接近した距離での会話等を伴うキャバレーやナイトクラブ等は、特に感染リスクが大きいと考えられることから留意すること。

2. 劇場、集会・展示施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。

- ・適切な消毒や換気等が行われることなどの徹底した感染予防対策が行われること。
- ・施設で開催する催物（イベント等）に関しては、催物の開催制限に応じて、参加者が比較的少人数のもの等に限定すること。
- ・来場者の検温・体調確認を行い、体調不良の来場者の入場を制限すること。

3. 運動施設

- ・ロッカー・シャワー等屋内共有施設については、密接とならないよう、使用人数を制限するなど、十分なスペースを確保すること。
- ・接触スポーツを避けること。
- ・人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること。
- ・適切な消毒や換気等が行われることなどの徹底した感染予防対策が行われること。

4. 学習塾・商業施設（サービス業を含む店舗）等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること。
- ・適切な消毒や換気等が行われることなどの徹底した感染予防対策が行われること。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染予防対策が行われていること。

5. 博物館等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること。
- ・適切な消毒や換気等が行われることなどの徹底した感染予防対策が行われること。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保すること。

6. 食事提供施設等

- ・個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控えること。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること。
- ・接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛すること。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること。
- ・酒類の提供時間に配慮すること。

あなたと、
大切な人を
守るために

お店の感染防止対策の実施内容を踏まえ、内容を変更してください。

新型コロナウイルス 感染予防対策

「三密」対策



- ✓ 入場人数の制限・滞在時間の制限
- ✓ 頻繁な換気
- ✓ 会計時のお客様同士の間隔の確保
- ✓ 間隔を空けた座席配置

衛生対策



- ✓ マスクの着用
- ✓ 手指消毒
- ✓ 備品などの定期的な消毒・清掃
- ✓ 従業員の健康管理
- ✓ キャッシュレス決済

県外客の利用 自粛のお願い



- ✓ 県外からお越しの方はご利用をご遠慮ください。

いつも当店をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当店におきましては、お客様が安心・安全にご利用いただけるよう感染
防止対策を徹底したうえで、営業しております。

店名やロゴなどを配置

(感染予防対策チラシ例)

新型コロナウイルス感染 拡大防止のため

県外からのお客様の ご利用はご遠慮ください



いつもご利用ありがとうございます。

滋賀県では、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、県外からのお客様のご利用をご遠慮いただいております。

どうか今だけは、滋賀県への訪問をお控えいただき、収束した際には、ご来店を心よりお待ちしております。



(県外客の利用自粛チラシ例)

【令和2年5月13日現在】

新型コロナウイルス感染症対策 支援強化月間（5～6月）の取組について

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大や、4月に出された全国的な緊急事態措置により、県民の皆様や企業の皆様には、厳しい状況が続いています。

5月から6月の期間を支援強化月間とし、今後も取組を充実させながら、様々な困難や不安に直面する県民の皆様や事業者の皆様に対する支援を強化します。

県民の皆様の生活を支えます

新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金の迅速な支給

- ・臨時支援金支給チームの設置（5月15日から順次振込を実施）

など

障害者に対する支援

- ・障害者への相談窓口の設置
- ・手話通訳者の派遣が困難な状況において、遠隔手話サービスを実施するための環境整備
- ・家族の入院等により在宅での生活が困難になった場合等に、支援者を調整し緊急的に支援ができる体制を確保 など

県民の皆様の生活を支えます

大学生に対する支援

- ・県立大学が行う遠隔授業に係る環境整備に対する支援
- ・大学生向けの支援制度を県から発信するとともに、環びわ湖地域・大学コンソーシアムを通じて各大学に周知

など

子育て世代に対する支援

- ・保護者が感染した際に、残された子どものために、保護者と同じ医療機関への一時保護委託や宿泊施設への一時保護を実施
- ・母子父子寡婦福祉資金の償還金の支払い猶予等、ひとり親家庭の困りごとの相談への対応
- ・不安を抱える妊婦の方々が気軽に相談できる相談窓口を設置

など

県民の皆様の生活を支えます

高齢者に対する支援

- ・同居家族が感染し在宅生活が困難となる要介護者の生活を支援できる体制を確保

など

外国人に対する支援

- ・外国人県民等の新型コロナウイルス感染症に関することを含む様々な生活の困りごとに対する相談の実施
- ・新型コロナウイルス感染症関連情報の多言語による情報発信

など

医療提供体制を充実させます

不足する医療用衛生用品（防護服、ゴーグル、手指消毒剤）の調達・配布

- ・事業者や県民への提供の呼びかけ
- ・医療機関、福祉施設等への配布 など

首都圏における「滋賀県がんばる医療応援寄附」の呼びかけ

- ・県人会や県立学校同窓会等を通じた寄附の呼びかけ など

医療従事者や感染者等に対する電話相談（こころのケア）の実施

経済・雇用への対策を充実させます

雇用調整助成金の活用促進支援

- ・専門家（社会保険労務士）による相談窓口の設置 など

WEB合同企業説明会の開催

- ・企業の人材確保・新卒者の求職活動支援のための「しがジョブ LIVE！」を開催

森林・林業に係る就業支援相談窓口の設置

- ・林業への就業希望者に対する、県内森林組合等の紹介・斡旋 など

「いまだから地産地消キャンペーン」推進事業の実施

- ・県産農畜水産物の宅配サービスに対する支援 など

新型コロナウイルス感染症対策 支援強化月間（5～6月）の取組

1 今こそ、お互いを尊重し、助け合い

支援の内容	支援の詳細	実施時期	所属名
新型コロナウイルス感染症に関する支援制度等の周知	県民・県内事業者に対して支援月間の取組について周知するため、案内チラシの新聞折込をはじめ様々な広報媒体を活用して情報提供する。	随時	広報課
新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談窓口の案内	滋賀県ホームページから法務省の「みんなの人権110番」にリンクし、人権相談窓口の周知を実施	実施中	人権施策推進課
新型コロナウイルス感染症に関連する人権啓発の実施	滋賀県ホームページに掲載の人権に関する特集記事「じんけん通信」や、県広報誌「滋賀プラスワン」、「テレビ滋賀プラスワン」等により、新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害の防止の啓発を行う。	実施中	人権施策推進課
妊婦への相談支援	不安を抱える妊婦の方々が気軽に相談できる相談窓口を「子育て・女性健康支援センター」に設置	5/11～	健康寿命推進課
障害者への相談支援	学校休校や通所サービス事業所の休業、企業活動の縮小等により生じる問題について、支援に繋がっていない方や声をあげられない方等にきめ細かに 対応するため、障害のある方々に対する専用の相談窓口を設置	5/11～	障害福祉課

2 徹底した感染拡大防止策

支援の内容	支援の詳細	実施時期	所属名
新型コロナウイルス感染症禍における災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備	災害時における避難所の過密状態を回避するため、県内の旅館、ホテル等について、災害時の避難所としての活用の検討を依頼するとともに、活用可能施設のリスト化などの事前準備に着手	5月～	防災危機管理局
外国語での相談（しが外国人相談センター）	外国人県民等の新型コロナウイルス感染症に関することを含む様々な生活の困りごとに対し、電話・ファクス・メール相談を受け付ける。（平日10:00～17:00）	実施中	国際課
新型コロナウイルス感染症関連情報の多言語による情報発信	新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信について、外国人県民等にわかりやすく最新の情報を届けるため、新たに多言語（6言語）に翻訳し、（公財）滋賀県国際協会のホームページやFacebookで発信	実施中	国際課
県立大学に通う学生に対する支援	県立大学が行う遠隔授業に係る環境整備に対する支援 【検討中】	—	私学・県立大学振興課
プロスポーツチーム等との連携による運動・スポーツ等実施に向けた支援	プロスポーツチームやスポーツクラブ等を活用し、県民のスポーツ実施率向上につながる『新しい生活様式に対応したスポーツプログラム』を提供することで、自宅で過ごす県民の健康づくりを支えるとともに、スポーツチーム等の支援につなげる。	6月	スポーツ課
「コロナに負けないぞ!!子ども応援プロジェクト」サイトの充実	活動が制限されている中でもできる「びわ活」として、自然の素材を使った作品等の募集企画「自然の中の宝ものさがし」に関する情報発信を行う予定。その他、児童生徒の家庭学習の参考になる動画や資料を随時更新する。	5月中旬	環境政策課
介護保険サービス事業所への衛生材料の配布	県内の介護保険サービス事業所に対して、不足する衛生資材（マスク、防護服、手袋）を配布	5/18～	医療福祉推進課
遠隔手話サービスを利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制強化	手話通訳者の派遣が困難な状況において、遠隔手話サービスを実施するための環境整備を行う。 【検討中】	—	障害福祉課
新型コロナウイルス感染症生活衛生緊急対策事業費補助	理容・美容、喫茶飲食、旅館・ホテル等の生活衛生営業者において、新型コロナ感染拡大防止の徹底を図るため、巡回指導を行う。 【検討中】	—	生活衛生課

子ども食堂への支援	子ども食堂等の運営者に対し、不足する衛生資材(マスク、エタノール)を県において一括購入し、県社会福祉協議会を通じて配布する。 また、必要な情報を提供するとともに、県社会福祉協議会において活動に関する相談を受ける。 (滋賀県社会福祉協議会 tel 077-567-3924)	衛生資材配布5/12～ 相談は随時	子ども・青少年局
DV相談体制の充実	「DV相談ナビ」(0570-0-55210(ここにでんわ))に加え、電話・メールで24時間受付可能な、DV相談+(プラス)(0120-279-889(つなぐはやく))について周知し、相談体制をとる。	随時	子ども・青少年局
新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金の迅速な支給	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部の経済・雇用対策班内に、臨時支援金支給チームを5月7日に設置。支援金は5月15日から順次振込を実施。	5月7日～ 6月26日	商工政策課
男女共同参画相談室による相談(配偶者暴力相談支援センター)	生活不安やストレスからDV等の増加や深刻化が懸念されることから男女差別、夫婦・家庭、離婚、DVなどの多様な悩みについて相談の窓口を周知。	実施中	女性活躍推進課
建設業更新許可申請書(更新)の郵送化	建設業許可申請書(更新許可のみ)について、提出方法を窓口提出から原則郵送提出へ変更	令和2年4月～	監理課
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る土木交通部建設工事等における総合評価方式の運用	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等への対応として、一時中止等を行ったことによる工期延長への実績評価など柔軟な運用を実施	令和2年5月～	技術管理課
道路占用期間の延長申請の簡素化	道路占用の許可期間または工事期間の延長手続きを電話による連絡で可能とする。	外出自粛要請その他やむを得ない理由のやんだ日から2か月以内	道路保全課
道路占用料の納付期限の延長	外出自粛要請等やむを得ない理由により、占用料の納入期限までに納入が困難な占有者に対しては、納付期間の延長を行う。	外出自粛要請その他やむを得ない理由のやんだ日から2か月以内	道路保全課
採石法に基づく岩石採取計画認可通知の郵送対応	感染症拡大防止のための移動・接触機会の減少に配慮し、申請者の求めに応じて、認可に係る文書を郵送の方法で交付する	令和2年4月～	砂防課
砂利採取法に基づく砂利採取計画認可通知の郵送対応	感染症拡大防止のための移動・接触機会の減少に配慮し、申請者の求めに応じて、認可に係る文書を郵送の方法で交付する	令和2年4月～	砂防課
県営住宅での一時的な受入れ制度の再周知(周知の徹底と提出様式の配布先拡大)	県ホームページ、各土木事務所で行っている提出様式の提供を県内各ハローワークにも拡大。また、各市町生活保護担当課および居住支援法人に、チラシを配布することにより、住居を必要とする方に情報が届くよう周知の徹底を行う。	令和2年5月～	住宅課
宅地建物取引業および宅地建物取引士に係る申請等の郵送手続きの拡大	これまで窓口での申請・交付としていた手続きについて、感染拡大防止の観点から郵送を可能とする。 (宅地建物取引業免許交付、宅地建物取引士登録申請)	令和2年5月～	住宅課
臨時休業期間中の特別支援学校の児童生徒の居場所確保のための一時的対応	・家庭等での対応が困難な児童生徒等の居場所確保のため、特別支援学校において一時的対応 ・学校までの交通手段確保のため、臨時休業期間中もスクールバスを運行	休業期間中(4/13～)	特別支援教育課
県立学校における新型コロナウイルス感染防止対策支援	・アルコール消毒液、体温計の県立学校への配布 ・生徒の手作りマスク用部材として高島ちぢみを県立学校へ配布し、学校再開に向けた準備を促進	4月～	保健体育課
学校給食関連業者等に対する支援	食材キャンセルによる経費の補助等	5月～	保健体育課

段階的に登校日を設け、学習活動を実施	学校臨時休業期間中、地域や学校の状況をみながら、週あたりの回数や1日あたりの時間数を徐々に増やして、学習活動を支援する登校日を設定 (例えば、登校日には、生徒各自で課題に取り組む「演習」の後、教員がその課題を「解説」)	5月11日以降	高校教育課 特別支援教育課
学校臨時休業期間中の生徒の学習機会の保障	<県立中学校・高等学校生徒> インターネットを通じた授業動画の配信や、学習プリントの配布など	休業期間中	高校教育課
学校臨時休業期間中の児童生徒の学習機会の保障	<小中学校児童生徒> インターネットを通じた授業動画の配信や、テレビによる授業の放映、学習プリントを配布など	休業期間中	幼小中教育課
学校臨時休業期間中の児童生徒の学習機会の保障	<特別支援学校児童生徒> ・生活記録表や健康観察表、児童生徒の障害の状況に応じて学習プリント等の課題を配付 ・学校の実情等に応じて、NHK番組やインターネットの学習サイトの紹介、授業をDVDやiPadに録画して配布、オンライン授業の取り組み	休業期間中	特別支援教育課
家庭における体力向上の取組推進	<小中学校児童生徒> 家庭で行える体づくり運動の解説動画の配信 <小学校児童> 家庭での運動習慣化につながる動画配信・プリントの配布(チャレンジランキング・体育の宿題)	5月～	保健体育課

3 医療提供体制の充実・強化

支援の内容	支援の詳細	実施時期	所属名
首都圏における「滋賀県がんばる医療応援寄附」の呼びかけ	ふるさと滋賀の医療を支えるため、県人会や県立学校同窓会等を通して、首都圏における左記寄附への呼びかけを行う。	5月～	東京本部
医療用衛生用品の調達・配布	医療用の防護服、ゴーグル、手指消毒剤やこれらに代わる機能を有するものについて調達。事業者・県民にも提供を呼び掛け。これらの衛生用品について、必要としている県内の医療機関、福祉施設、生活衛生関係団体、水道事業者等に配布。	随時	感染症対策班 物資チーム
新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難高齢者支援	同居家族が感染し、在宅生活が困難となった要介護高齢者に対して、必要な介護サービスを提供する。 【検討中】	—	医療福祉推進課
新型コロナウイルス感染症にかかる在宅困難障害者支援	家族の入院等により在宅での生活が困難になった場合や入院を要するものの病院スタッフでは対応が困難な場合等に、支援者を調整し緊急的に支援ができる体制を確保する。 【検討中】	—	障害福祉課
こころのケアチームによる支援強化	医療従事者や県民の心のケアを行うため、医療機関への巡回指導や感染者等に対する電話等相談体制を拡充する。 【検討中】	4/27～	感染症対策班 心のケアチーム
新型コロナウイルス感染症対策にかかわる一時保護	感染者となった家族が安心して入院治療し、また残された子どもが安全に生活できるよう、保護者と同じ医療機関への一時保護委託や宿泊施設への一時保護を行う。 【検討中】	随時	子ども・青少年局

4 経済・雇用・生活支援対策

支援の内容	支援の詳細	実施時期	所属名
大学生向け支援制度の周知の強化	大学生向けの支援制度を取りまとめた情報を、県ホームページに掲載・発信するとともに、環びわ湖地域・大学コンソーシアムを通じて各大学に周知する。	5月～	企画調整課 私学・県立大学振興課
新型コロナウイルス感染拡大に便乗した特殊詐欺等への注意喚起	新型コロナウイルス感染拡大に便乗した特殊詐欺・悪質商法について、県HP、しらしがメール、Twitterなど様々な広報媒体を通じて注意喚起するとともに、特に高齢者に対しては、宅配サービス事業者と連携して、特殊詐欺等への警戒を呼びかけるチラシなどを直接配付する予定。	随時	県民活動生活課 消費生活センター
消費生活相談の実施	新型コロナウイルス感染拡大に便乗した悪質商法や契約トラブルについて、消費者からの相談を受け付けている。 (平日・土日9:15～16:00、TEL0749-23-0999)	実施中	消費生活センター
消費生活相談の実施	外出自粛の要請を踏まえ、相談者の希望に応じ、パソコンやスマートフォンのZoomアプリを利用した「オンラインでの対面相談」を緊急実施している。	5月1日から当面の間	消費生活センター
学校へのオンライン授業の支援	学校の休校措置に伴う家庭でのタブレット等を使ったオンライン授業や児童生徒の家庭学習を支援するため、ICTを活用した家庭科(消費生活)教材を学校向けに制作・提供	5月～(予定)	消費生活センター
県税の納税の猶予	収入が大幅に減少(前年同期に比べて概ね20%以上減少)し、一時に納税することが困難な方には、無担保かつ延滞金なしで、1年間、納税を猶予できる制度があることをHPやリーフレットにより周知し、受付を開始している。	令和2年4月30日から令和3年1月31日までの期間	税政課
県税の申告期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響(納税者のり患等)により、期限内に県税の申告等を行うことが困難である場合には、納税者の申請により期限の延長(影響がやんだ日から最大2か月間)ができることをHPで周知し、受付を開始している。	令和2年4月から影響がやむ日まで	税政課

特別定額給付金の迅速な給付に向けた支援	市町への関連情報の速やかな提供や、質問・相談への対応、DV被害者に関する広域的な調整等を通じて、市町における申請受付から給付までの円滑な実施を支援	5月～6月	市町振興課
学校給食の食品ロス対策の実施	学校給食の休止に伴い不要となった未利用食品を引き取り、それらを必要とする福祉施設等に無償で配分する取組およびそれに付随する事業を実施したのに対して補助金を支給	5月中旬	循環社会推進課
森林・林業に係る新型コロナ不況に伴う就業支援相談窓口の設置	滋賀県林業労働力確保支援センターに就業支援相談窓口を設置し、林業への就業希望者に対し、県内森林組合や林業事業体の求人状況の紹介・斡旋を行うほか、現地での森林整備作業体験や簡易な講習会を実施する。 【検討中】	—	森林政策課
滋賀もりづくりアカデミー（新規就業者コース）の開催 ※4月募集開始、7月より開催	「滋賀もりづくりアカデミー」において、新規就業者向けの研修（2.5ヶ月、受講料無料）を行うとともに、研修終了後には就業斡旋を行う。	4月募集開始 7月より開催（県3回開催）	森林政策課
緊急小口資金等の特例貸付支援	緊急小口資金等の特例貸付にかかる県社会福祉協議会への支援を実施	—	健康福祉政策課
自宅療養者や濃厚接触者への生活支援	自宅療養者や濃厚接触者のうち親族等から生活支援を受けられない方を対象に、買い物支援等を市町と連携して実施することを検討	検討中	感染症対策班 自宅療養支援チーム
住居確保給付金の支給対象者の拡大	離職、自営業の廃止、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、経済的に困窮し住居を失うおそれが生じている方に対して、一定期間、給付金を支給する。 【検討中】	随時	健康福祉政策課
ひとり親家庭への支援	県子ども・青少年局、県健康福祉事務所（東近江・湖東）、市町のひとり親支援窓口において母子父子寡婦福祉資金の償還金の支払い猶予等困りごとの相談を受け付けるほか、ひとり親家庭サポート定期便を対象家庭に届ける（6月）ことにより、必要な情報を提供する。	随時	子ども・青少年局
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当を受給する世帯に対して支給される臨時特別給付金（対象児童一人につき1万円上乘せ）の迅速な支給に向けて、相談に応じるなど県内市町への支援を行う。	6月	子ども・青少年局
新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金の拡充	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる県内中小企業等の今後の事業活動に資する人材育成、働き方改革、新たな販路の開拓等の取組に対して支援。5月募集分は6月下旬の交付決定を目指す。（4月募集分は交付決定通知済）	4月30日～ 5月22日	商工政策課
小規模事業者新事業スタートアップ支援補助金の拡充	県内に本店が所在する小規模事業者が、新商品・サービスについて試作や販路開拓を行おうとするとき必要な経費の一部を補助する小規模事業者新事業スタートアップ支援補助金の補助率および補助限度額の引き上げ	5月12日～ 6月18日	中小企業支援課
県制度融資「セーフティネット資金」における信用保証料ゼロ	4月1日から県制度融資「セーフティネット資金」において、中小企業者等が負担する保証料（0.80%または0.85%）をゼロ（保証料相当を県から県信用保証協会に補助）とする。	4月1日から 8月31日	中小企業支援課
県制度融資を活用した民間金融機関における実質無利子・無担保による融資	国の緊急経済対策を受け、5月1日から県制度融資に新たに「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設。一定の要件を満たす中小企業者等は、実質無利子（当初3年間）、信用保証料ゼロ。	5月1日から 12月31日	中小企業支援課
宿泊施設への事業継続支援	キャッシュレス化や多言語表示の充実、バリアフリー化等、国の緊急対応策第2弾により実施する旅行者受入環境整備等の促進に対する支援を行う。	5月	観光振興局

物産事業者への事業継続支援	物産販売・販路拡大の支援を図るため、大手通販サイトを活用して、加工食品・工芸品など県産品を販売するウェブ物産展を開催する。 【検討中】	6月（出店者募集）、7月開催	観光振興局
宿泊施設への事業継続支援	県内の宿泊施設が実施する新型コロナウイルス感染症に配慮した感染防止対策や、テレワーク受入環境の整備等の支援を行う。 【検討中】	6月	観光振興局
宿泊施設への事業継続支援	宿泊施設への宿泊代金前払いの仕組みを活用した事業へ補助することで、県内宿泊事業者の資金確保を支援する。 【検討中】	6月	観光振興局
ピワイチ関連事業者への事業継続支援	滋賀ならではの観光資源である「ピワイチ」を支えている関連事業者を支援するため、県民のレンタサイクル料金の補助を行う。 【検討中】	6月	観光振興局
小規模事業者等への各種施策の周知徹底と相談対応強化	地域の小規模事業者等に国・県等の支援策を周知徹底し、相談対応にあたる商工会・商工会議所の人員を緊急増員	5月～	中小企業支援課
WEB合同企業説明会の開催	企業の人材確保・新卒者の求職活動支援のためのWEB合同企業説明会「しがジョブLIVE！」を開催。開催期間：3日間 参加企業数：30社	5月26日、27日、28日	労働雇用政策課
（WEB合同企業説明会の追加開催） 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用不安への緊急支援	企業の人材確保・新卒者の求職活動支援のためのWEB合同企業説明会（5月下旬）を追加開催。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた一般求職者の活動支援に重点を置いた運営により「雇用をつなぐ」を強化。 【検討中】	6月（参加者募集）、7月開催	労働雇用政策課
雇用調整助成金の活用促進支援	雇用調整助成金の申請をサポートするため、専門家（社会保険労務士）による相談窓口を設置するとともに、企業訪問による支援を実施。 【検討中】	6月～12月頃	労働雇用政策課
「しがジョブパーク」、「シニアジョブステーション滋賀」、「滋賀マザーズジョブステーション」による就労相談	若者、シニア、子育て期の女性など、それぞれの立場に応じた就労相談の窓口を周知。 （電話、オンラインによる相談など）	実施中	労働雇用政策課、女性活躍推進課
子ども用観光パンフレットの再掲と更新による観光機運の醸成	子ども用に作成した観光パンフレット「わくわくどきどきしが探検」を再度WEBに掲載し、収束後の誘客促進につながる機運醸成を図る。	5月	観光振興局
ロケ地紹介動画による観光機運の醸成	本県をロケ地とする映画やドラマの名場面を紹介する動画を公開し、自宅等で過ごす人を支援し、収束後の訪問機運醸成を図る。	6月	観光振興局
「いまだから地産地消キャンペーン」推進事業の実施	新型コロナウイルス感染症の影響で、流通・販売が停滞している県産農畜水産物を中心に、消費者のニーズが高まっている宅配サービスを定額で行う地産地消キャンペーンを実施し、生産者の所得確保を図る。	5月～7月末	食のブランド推進課
肉用牛肥育経営安定対策事業の実施	枝肉取引価格急落に対する緊急対策として、肥育経営安定交付金に対して上乗せ支援を実施する。	5月～	畜産課
水産振興資金融資基金預託金の増額	既に資金の貸付を受けた者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる者の償還を1年猶予することに伴い、融資残高の増加が見込まれることから預託金を増額する。	5月～	水産課
水産振興資金利子補給費等補助金の執行	既に資金の貸付を受けた者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる者の償還を1年猶予することに伴い発生する、利息および保証料の補助を行う。	5月～	水産課
琵琶湖漁業流通緊急支援事業の実施	新型コロナウイルス感染症の影響拡大により流通機能が低下するなか、水産加工業・養殖漁業各団体が、漁業者への影響抑制を目的として、加工品や養殖生産物を営業倉庫へ保管する取り組みに対し、補助を実施する。	5月～	水産課